

第57期定時株主総会招集ご通知に際しての 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

事業報告の「業務の適正を
確保するための体制
及びその運用状況の概要」

連結計算書類の「連結注記表」

計算書類の「個別注記表」

(平成28年12月21日から平成29年12月20日まで)

太洋工業株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.taiyo-xelcom.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下の
とおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保す
るための体制

- ① 取締役会は、コンプライアンス体制の基礎として、企業倫理憲章及び
法令等遵守規程を定める。
- ② 取締役会は、内部統制システムの基本方針を策定し、取締役による内
部統制の実施状況について定期的及び随時に報告を受け、報告を指示し、
内部統制の実施状況を監督し、適宜、内部統制システムの基本方針の見
直しを行う。
- ③ 取締役会の決定に基づく業務執行については、代表取締役社長の下、
各部門を担当する管掌役員、及び各部門長が迅速に遂行する。また、内
部牽制機能を確認するために、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程
等において、それぞれの権限、実行責任者の明確化及び適切な業務手続
きを定めるものとする。
- ④ 代表取締役社長は、取締役会が決定した本内部統制システムの基本方
針に基づく内部統制の整備及び運営に責任を負い、企業倫理憲章の内容
を当社の最優先課題とすること及びそのための内部統制の履践の重要性
を取締役及び従業員に周知徹底する。とりわけ、内部統制に係る情報の
伝達が従業員において正確かつ迅速に行われるような環境の醸成に努め
る。
- ⑤ 総務部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することと
し、同部を中心に取締役及び従業員の教育等を行う。内部監査部門は、
総務部と連携の上、コンプライアンスの実施状況を監査する。これらの
活動は定期的のみならず問題があれば速やかに取締役会に報告するもの
とする。
- ⑥ 取締役は、コンプライアンス上の問題を発見した場合、遅滞なく監査
役に報告するものとし、取締役会においても報告するものとする。
- ⑦ 経営企画部は、従業員が直接報告することを可能とする社内通報シス
テムを整備し、総務部が社内通報規程に基づきその運用を行うものとし
る。

- ⑧ 従業員は、自らが担当する業務に関する内部統制手続きに習熟し、その実践に努めるとともに、担当業務に関して発生する内部統制上の課題、欠陥その他問題点の発見に努め、それらを統括する部門長に報告する責任を負う。
- ⑨ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係遮断に取組み、不当要求行為に対しては毅然とした態度で対応するものとし、その旨を企業倫理憲章において定め、取締役及び従業員に周知徹底するとともに、それを実現するために必要な体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

各所管部署は、文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程に基づき、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、リスクマネジメント規程に基づき、当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、総務部において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。新たに発生したリスクについては速やかに担当部署を定める。内部監査部門がグループ各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的のみならず問題があれば速やかに取締役会に報告し、問題がある場合は取締役会において改善策を審議・決定する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営目標を明確に設定し、その達成について、IT技術を活用した管理会計を導入し、これを活用した経営改善を全社的に検討することにより、業務の効率化を図る。

- ① 取締役及び従業員が共有する全社的な社内情報システムを情報システム部門が一元管理し、業務の効率化を図る。
- ② 取締役及び従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目的に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
- ③ 取締役会は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、每期、事業部門毎の予算を設定する。

- ④ 各部門を担当する管掌役員は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
 - ⑤ ITを積極的に活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、月次の業績を取締役に報告する。
 - ⑥ 取締役会は、毎月、月次の業績結果をレビューし、各部門を担当する管掌役員に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。また、管掌役員は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループは、経理規程等の社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性及び適正性を確保するための社内体制を構築する。
 - ② 子会社において、経営上重要な事項を決定する場合は、社内規程に基づき、当社へ事前協議等が行われる体制を構築する。また、業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制を構築する。
 - ③ 関係会社管理規程に基づき、子会社を管理する担当部門を置き、子会社の経営において自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループにおける経営の適正かつ効率的な運用を行うものとする。
 - ④ 当社取締役が子会社取締役を兼務することにより企業集団の統制を図り、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための社内体制を構築する。また、内部監査部門は、内部監査規程に基づき、子会社を含めた全部署を対象とした内部監査を実施する。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役は、経営企画部所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとして、監査業務を補助させることができる。

- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して、取締役、経営企画部長等の指揮命令を受けないことを業務分掌規程に規定することでこれを徹底し、監査役の指示に基づきその業務を行うものとする。
- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、随時、報告を求めることができる。
 - ② 監査役は、職務執行に必要と判断した事項について、随時、当社グループの取締役及び従業員に報告を求めることができる。また、議事録等の情報の記録を閲覧することができる。
 - ③ 当社グループの取締役及び従業員は、監査役に対して、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、社内通報システムによる通報状況及びその内容を速やかに報告するものとする。
 - ④ 当社グループの取締役及び従業員は、監査役から職務の執行に関する事項の説明を求められた場合、及びコンプライアンス違反事項を認識した場合には速やかに監査役へ報告を行うこととし、報告した者の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行わないものとする。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、代表取締役社長と定期的な意見交換会を設ける。
 - ② 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、経営会議に出席することができる他、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、取締役及び従業員に対しその説明を求めることができる。
 - ③ 監査役は、監査の実施に当たり、必要に応じて外部の専門家を独自に起用することができ、その費用は会社が負担するものとする。
 - ④ 監査役は、会計監査人から監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行う等緊密な連携を図る。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、管理部門(経営企画部・経理部・総務部)と事業部門(営業部門・製造部門等)に分かれており、これにより管理部門と事業部門との内部牽制及び内部管理機能の強化を図るとともに、事業部門内の各部門間においても内部牽制及び内部管理体制が充実した組織の下で、以下の取組みを行いました。

(1) コンプライアンス体制について

取締役会の諮問機関として、コンプライアンス委員会を開催し、当社グループにおけるコンプライアンス体制の強化を図りました。また、当社グループの取締役及び従業員に対し、コンプライアンス研修を定期的 to 実施し、法令及び定款を遵守するための取組みを行いました。

(2) リスクマネジメントシステムについて

リスクマネジメント規程に基づき、当社グループに大きな影響を及ぼすリスクを抽出し、取締役会において、リスクマネジメント目標を決議いたしました。その目標に対する対策を各部門において検討し、リスクに関する課題解決のための取組みを行いました。

(3) 内部監査体制について

内部監査計画書に基づき、当社の子会社を含めた全部署を対象に業務監査を実施し、監査結果を取締役に報告いたしました。また、内部監査の指摘事項については、内部監査時に改善実施状況をチェックすることで改善策の実行が徹底されていることを確認いたしました。

(4) 財務報告に係る内部統制について

財務報告の信頼性に関する評価及び各部門における業務プロセスの運用状況について、策定した実施計画に基づいて検証を行い、取締役会に報告いたしました。

(5) 監査役の職務執行について

監査役は、取締役会に出席し議事運営及び決議内容等の監査を実施した他、会計監査人の監査結果等について、会計監査人と情報交換を行いました。また、常勤監査役は経営会議をはじめとする社内の重要な会議に出席し、各部門長より事業の現況の報告を受け、内部監査部門及び内部統制部門と連携をとり、監査を実施いたしました。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数	4社
連結子会社の名称	株式会社ミラック TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. マイクロエンジニアリング株式会社 太友（上海）貿易有限公司

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社であるTAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. の事業年度の末日は10月31日であり、太友（上海）貿易有限公司の事業年度の末日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. は同決算日現在の計算書類を使用し、太友（上海）貿易有限公司は11月30日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用し、連結会計年度の末日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。他の連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。

ロ. その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて、入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ハ、たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は、原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品・仕掛品

基板検査機・鏡面研磨機 個別法に基づく原価法によっております。

その他 主に総平均法に基づく原価法によっております。

原材料及び貯蔵品

基板検査機 移動平均法に基づく原価法によっております。

その他 総平均法に基づく原価法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ、有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法、また、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定率法によっております。ただし、当社及び国内連結子会社が平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7～45年

機械装置及び運搬具 5～11年

ロ、無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ、貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ、製品保証引当金

販売済み製品の無償補修費用の支出に備えるため、過去の支出割合に基づく必要額を計上しております。

ハ、役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、一部の国内連結子会社においては、従業員の退職金全額について中小企業退職金共済事業制度に加入しており、掛金拠出額を退職給付費用として処理しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分を含めて計上しております。

ロ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 割賦払いによる所有権留保資産及び設備関係未払金残高

所有権が留保されている資産	
建物及び構築物	5,697千円
機械装置及び運搬具	112,424千円
設備関係未払金残高	
その他流動負債	63,316千円
長期未払金	75,787千円

(2) 国庫補助金等による圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額	
機械装置及び運搬具	23,795千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 2,578,452千円

(4) 受取手形割引高 6,234千円

(5) 偶発債務

当社は、在外連結子会社TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. への出資に関して、TD CONSULTING CO., LTD. の出資額2,491千円(720千パーツ)及びSathinee CO., LTD. の出資額1,038千円(300千パーツ)について保証を行っております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式 普通株式	5,850,000株	一株	一株	5,850,000株
自己株式 普通株式	216株	12株	一株	228株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加12株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成29年3月16日開催の第56期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 17,549千円
- ・1株当たり配当金額 3円
- ・基準日 平成28年12月20日
- ・効力発生日 平成29年3月17日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成30年3月16日開催予定の第57期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 17,549千円
- ・1株当たり配当金額 3円
- ・基準日 平成29年12月20日
- ・効力発生日 平成30年3月19日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画等に基づき資金計画を策定し、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、製品の輸出取引等から生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、当社グループにおいて支払手形を発行していないため、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日となります。また、商品の輸入取引等から生じる外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

借入金のうち短期借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、長期借入金及び長期未払金は、主に設備投資を目的としたものであります。なお、長期未払金は固定資産の割賦購入によるものであり、最長5年であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い営業債権について、各事業部門における営業管理部署が主要な取引先毎に定期的にモニタリングし、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、一部海外での取引がありますが、外貨建て取引については取引額が僅少なため、為替の変動リスクは回避しておりません。また、変動金利の借入金については金利の変動リスクに晒されておりますが、経済情勢及び金融情勢等を鑑み資金調達を行っております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の経営状態を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が定期的に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいたため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注）2をご参照ください。）

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	1,275,566	1,275,566	—
② 受取手形及び売掛金	717,728	717,728	—
③ 有価証券及び投資有価証券	447,168	442,012	△5,156
資産計	2,440,463	2,435,307	△5,156
① 支払手形及び買掛金	233,651	233,651	—
② 短期借入金（※1）	330,000	330,000	—
③ 長期借入金（※1）	565,182	567,815	2,633
④ 長期未払金（※2）	149,733	150,023	290
負債計	1,278,567	1,281,491	2,923

※1 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

※2 1年内返済予定の長期未払金は、長期未払金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

①現金及び預金並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

①支払手形及び買掛金並びに②短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③長期借入金及び④長期未払金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は割賦契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	55,329千円

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「③有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,274,091	—	—	—
受取手形及び売掛金	717,728	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	30,000	160,000	—
その他有価証券のうち 満期のあるもの	1,028	—	—	—
合計	1,992,847	30,000	160,000	—

4. 長期借入金及び長期未払金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
長期借入金	196,482	368,700	—	—
長期未払金	67,634	82,099	—	—
合計	264,116	450,799	—	—

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 552円76銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 0円92銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
和歌山県 和歌山市	基板検査機製造設備	土地、その他有形固定資産
大分県 国東市	エレクトロフォーミング加工品 製造設備	土地、機械装置及び運搬具

当社グループは、原則として、事業用資産について事業セグメント単位を基準としてグルーピングを行っております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの帳簿価額を全額回収できる可能性が低いと判断したグループについて、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(減損損失の内訳)

種類	減損損失 (千円)
土地	7,820
機械装置及び運搬具	2,114
その他有形固定資産	1,298

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定しており、土地については主として不動産鑑定評価額を基に算定した金額により評価しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。
- ② 子会社株式及び関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。
- ③ その他有価証券
時価のあるもの 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
時価のないもの 移動平均法に基づく原価法によっております。
- なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて、入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

④ たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は、原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品・仕掛品

基板検査機

個別法に基づく原価法によっております。

その他

総平均法に基づく原価法によっております。

原材料及び貯蔵品

基板検査機

移動平均法に基づく原価法によっております。

その他

総平均法に基づく原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～45年

機械及び装置 5～11年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

販売済み製品の無償補修費用の支出に備えるため、過去の支出割合に基づく必要額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額（自己都合退職による期末要支給額）に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 割賦払いによる所有権留保資産及び設備関係未払金残高

所有権が留保されている資産

建物

5,697千円

機械及び装置

112,424千円

設備関係未払金残高

未払金

63,316千円

長期未払金

75,787千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

2,457,886千円

(3) 偶発債務

当社は、在外連結子会社TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. への出資に関して、TD CONSULTING CO., LTD. の出資額2,491千円（720千パーツ）及びSathinee CO., LTD. の出資額1,038千円（300千パーツ）について保証を行っております。

(4) 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	34,586千円
短期金銭債務	17,473千円
4. 損益計算書に関する注記	
関係会社との取引高	
売上高	219,888千円
仕入高	362,857千円
その他の営業取引高	59,416千円
営業取引以外の取引高	4,480千円
5. 株主資本等変動計算書に関する注記	
当事業年度末における自己株式数	
普通株式	228株
6. 税効果会計に関する注記	
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
退職給付引当金	113,118千円
役員退職慰労引当金	56,859千円
貸倒引当金	22,502千円
未払事業税	2,627千円
たな卸資産評価損	33,600千円
会員権評価損	1,905千円
投資有価証券評価損	19,001千円
減損損失	87,349千円
減価償却超過額	3,339千円
未払社会保険料	6,235千円
製品保証引当金	399千円
その他	3,154千円
繰延税金資産小計	350,092千円
評価性引当額	△196,116千円
繰延税金資産合計	153,975千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	13,483千円
繰延税金負債合計	13,483千円
繰延税金資産の純額	140,491千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の 名称	議決権等の 所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注) 4	科 目	期末残高 (注) 4
子会社	株式会社 ミラック	100.0%	当社が販売する鏡面 研磨機の製造 当社が製造する製品 の設計作業 役員の兼任1名 従業員の出向・出向者 の受入 資金の貸付・土地の賃 借	資金の回収 (注) 1	40,000	関係会社 長期貸付金 (注) 2	300,000
				商品仕入 (注) 3	345,768	買掛金	13,978
子会社	TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD.	49.0%	当社が製造する製品 の販売及びサービ ス・サポート 役員の兼任1名 従業員の出向	当社製品 の販売等 (注) 3	189,973	売掛金	29,988
子会社	マイクロエン 지니어リング 株式会社	100.0%	当社が販売する検査 システムの製造 役員の兼任1名 従業員の出向	商品仕入 (注) 3	7,500	—	—
子会社	太友 (上海) 貿易 有限公司	100.0%	当社が製造する製品 の販売及びサービ ス・サポート 商品の仕入 従業員の出向 資金の貸付 メンテナンス業務及 びコンサルティング 業務の委託	当社製品 の販売等 (注) 3	29,915	売掛金	2,638
				資金の貸付 (注) 1	20,000	関係会社 短期貸付金	20,000
				メンテナン ス業務委託 (注) 3	18,683	—	—
				コンサル ティング 業務委託 (注) 3	8,490	—	—
				販売手数料 の支払 (注) 3	8,634	未払金	961

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案し、合理的に利率を決定しております。
2. 株式会社ミラックへの貸付金に対し67,000千円の貸倒引当金を計上しております。なお、当事業年度において31,000千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。
3. 価格その他の取引条件は、市場価格を勘案し、一般的取引と同様に決定しております。
4. 取引金額には消費税等が含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 548円9銭
- (2) 1株当たり当期純利益 3円46銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
和歌山県 和歌山市	基板検査機製造設備	工具、器具及び備品、土地
大分県 国東市	エレクトロフォーミング加工品 製造設備	機械及び装置、土地

当社は、原則として、事業用資産について事業セグメント単位を基準としてグルーピングを行っております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの帳簿価額を全額回収できる可能性が低いと判断したグループについて、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(減損損失の内訳)

種類	減損損失 (千円)
土地	7,820
機械及び装置	2,114
工具、器具及び備品	1,298

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定しており、土地については主として不動産鑑定評価額を基に算定した金額により評価しております。